

議案第 6 号

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり定める。

平成 29 年 2 月 10 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 佐々木 稔納

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）の施行に伴い、関係規定を整備する必要があるので、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を
改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3に改め、第2条の次に次の1条を加える。

（法第2条第1項本文の条例で定める者）

第2条の2 法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法第6条の
4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条
第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の
4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望
している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同
法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業している職員が、産前の休業を始め、又は出産したことによ
り、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に
係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

同条第2号から第4号までを1号ずつ繰下げ、第1号の次に次の1号を加え
る。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことによ
り当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る
子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件
が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。

）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の
規定による措置が解除された場合

第8条中「第16条」を「第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。